

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

2012年（平成24年）12月3日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

1 管理を行わせる公の施設の名称

藤沢市老人福祉センターやすらぎ荘

藤沢市老人福祉センター湘南なぎさ荘

藤沢市老人福祉センターこぶし荘

2 指定管理者となる団体

藤沢市鵜沼東1番1号

社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会

3 指定の期間

2013年（平成25年）4月1日から2018年（平成30年）3月31日  
まで

提案理由

藤沢市老人福祉センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提出する。

## 参 考

地方自治法 抜粋

(公の施設の設置, 管理及び廃止)

### 第244条の2

- 6 普通地方公共団体は, 指定管理者の指定をしようとするときは, あらかじめ, 当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。